【表紙】

 【提出書類】
 意見表明報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月20日

【報告者の名称】株式会社フェヴリナホールディングス【報告者の所在地】福岡市中央区薬院一丁目1番1号【最寄りの連絡場所】福岡市中央区薬院一丁目1番1号

【電話番号】 092-720-5460

【事務連絡者氏名】 管理本部 本部長 堀川 大輔

【縦覧に供する場所】 株式会社フェヴリナホールディングス

(福岡市中央区薬院一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

氏名 井 康彦

住所 福岡県福岡市中央区薬院 4 丁目 5 - 23 - 501

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

- 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】
 - (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、井康彦氏(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、当社の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。公開買付者は、創業時からの安定株主であり、当社の事業を支援していただいております。

公開買付者は、本書提出日現在、当社の普通株式137,500株(当社が平成25年5月13日に提出した第11期第2四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数(5,808,670株)に占める割合(以下「所有割合」といいます。)にして2.37%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り同様に計算しております。))を保有しており、特別関係者である株式会社ウェルホールディングス(公開買付者が、その発行済株式の議決権の100%を保有し、かつ、代表取締役を務めており、不動産・投資事業を営んでおります。)が保有する1,230,500株(所有割合にして21.18%)を合計すると、当社の普通株式1,368,000株(所有割合にして23.55%)を保有しております。

公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場に上場している当社の発行済株式のうち、当社の主要株主である佐藤裕之氏(以下「佐藤氏」といいます。)が所有する当社普通株式(本書提出日現在の所有株式数948,550株、所有割合にして16.33%)並びに当社の株主である江口勇治氏、田代俊彦氏、横山雅彦氏、奥薗英樹氏、角英信氏、奥田剛氏、小松哲也氏、熊田春雄氏(以下「江口氏他」といいます。)が所有する当社普通株式(本書提出日現在の所有株式数141,230株、所有割合にして2.43%)の合計である1,089,780株の当社普通株式(所有割合にして18.76%)(以下「本応募予定株式」といいます。)を取得することを目的として、本公開買付けを実施するとのことです。

佐藤氏及び江口氏他は、当社が平成24年10月1日付で株式交換により完全子会社化した株式会社ソフトエナジーホールディングス(以下「SEH」といいます。その後、平成25年4月26日付で持分法適用関連会社に異動しております。)の役員又は従業員であり、SEHの株主として当該株式交換により当社普通株式の割当を受けた者です。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設けず、買付予定数の上限を本応募予定株式の数と同数である 1,089,780株(所有割合にして18.76%)としており、当該上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する 内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

意見表明報告書

本応募予定株式のすべての買付けを行いますと、当社の発行済株式数に占める公開買付者の株式数が1,227,280株(所有割合にして21.13%)、買付者と特別関係者である株式会社ウェルホールディングスが保有する1,230,500株(所有割合にして21.18%)をあわせますと2,457,780株(所有割合にして42.31%)となります。

本公開買付けにあたり、公開買付者は当社の株主である佐藤氏及び江口氏他(平成25年5月17日現在の所有株式数1,089,780株、所有割合にして18.76%)との間で、平成25年5月17日付で公開買付応募契約書(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結し、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。(本公開買付応募契約の概要については、下記「(5)公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

本公開買付けの背景及び理由

() 本公開買付けを実施する背景

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、当社の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。公開買付者は、創業時からの安定株主であり、当社の事業を支援していただいております。

当社は、平成24年7月1日に当社を分割会社、当社の100%子会社である株式会社フェヴリナを承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行し、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成24年10月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、SEHを株式交換完全子会社とする株式交換により、SEHと経営統合を行ないました。

しかしながら、当社は、SEHの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車(EV)市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減速などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、SEHが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至り、SEHの第三者割当増資によるMBO(マネジメント・バイアウト)を行うことにより、SEHの財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することとしました。

その結果、SEHは、平成25年4月26日に、SEH役職員佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合を割当先として第三者割当増資を実施し、これにより、SEHは当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

SEHは当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しましたが、当社はSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、当社とSEHとの間で平成25年4月26日付で業務提携契約が締結され、引き続き、SEHの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、当社の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、当社からSEHに役員を派遣することも合意されています。

上記状況の中、SEHの役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する当社の株式を売却する意向を、平成25年4月26日に当社に示しました。当社は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、SEHが当社の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、当社がSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、本応募予定株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、当社の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成25年4月30日、当社の安定株主である公開買付者に佐藤氏及び江口氏他が保有する当社株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該当社株式の取得を申入れました。

() 本公開買付けを実施する目的

「() 本公開買付けを実施する背景」に記載のとおり、公開買付者は、当社を介して、佐藤氏及び江口氏他の売却の意向を受けました。

公開買付者は、上記売却の意向を受け、本応募予定株式が一斉に市場に流出することは、当社株式の流通市場における価格形成を歪め、当社株式の株価を乱高下させ、ひいては当社の企業価値を損ねるおそれがあるとの考えに至り、佐藤氏及び江口氏他から本応募予定株式を買い付けることは、本応募予定株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、当社の企業価値に悪影響を及ぼすものではなく、公開買付者と当社の双方の利益になると判断し、佐藤氏及び江口氏他が保有する本応募予定株式を取得することを目的として、平成25年5月17日、本公開買付けを実施することとしたとのことです。

なお、本公開買付けは、当社の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、当社への役員の派遣も予定していない とのことです。

本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び当社の意見の理由

当社は、平成24年7月1日に当社を分割会社、当社の100%子会社である株式会社フェヴリナを承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行し、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成24年10月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、SEHを株式交換完全子会社とする株式交換により、SEHと経営統合を行ないました。

しかしながら、当社は、SEHの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車(EV)市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減速などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、SEHが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至り、平成25年4月26日開催の当社取締役会において、SEHがソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合(SEHの役職員が中心となり、自社事業の機動的な意思決定、積極的な事業展開を行い、事業を成長させることを目的に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任ファンドであります。)を割当先とする第三者割当による新株式発行を行い、財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することを決定致しました。当社は、SEHの第三者割当増資を通じた役職員などによるMBOを行うことにより、SEHの財務体質の強化を行うとともに、SEHがより激化する市場環境の中で、より早く経営戦略や柔軟な資本政策を実施することが可能となると判断いたしました。

その結果、SEHは、平成25年4月26日開催の同社臨時株主総会においてに、SEH役職員佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議し、同日に増資を完了いたしました。これにより、当社のSEH株式の所有割合が37.71%となり、SEHは、当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

SEHが当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したとはいえ、当社はSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、当社とSEHとの間で平成25年4月26日付で業務提携契約を締結し、引き続き、SEHの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、当社の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、当社からSEHに役員を派遣することも合意されています。

このような状況のもと、SEHの役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する当社の株式を売却する意向を、平成25年4月26日に当社に示しました。当社は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、SEHが当社の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、当社がSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けていること及び本応募予定株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、当社の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成25年4月30日、当社の安定株主である公開買付者に、佐藤氏及び江口氏他が保有する当社株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該当社株式の取得を申入れました。

かかる意向を受けた公開買付者は、本応募予定株式について、一定の条件で公開買付を実施したい旨の説明を当社に行い、当社は平成25年5月17日開催の当社取締役会において、企業価値及び株主の共同利益貢献の観点、株主間の公平性の観点から慎重に協議・検討を重ねた結果、公開買付者が創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と当社との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことによる業績の向上を図ることによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、また、公開買付者及び当社は本公開買付け後も当社の普通株式の上場を維持する方針であることを理由に、全取締役3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議いたしました。

その一方で、本公開買付けは実質的に大株主間の当社株式の売買であり、本公開買付けによる買付価格は、公開買付者と佐藤氏及び江口氏他との協議・交渉の上で決定されたものであるため、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、当社の株主の判断に委ねることも併せて決議いたしました。

また、当社取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、全監査役3名(監査役3名は社外監査役であります。)のいずれからも異議は述べられておりません。

本公開買付け後の経営方針

本公開買付けに関連して、当社と公開買付者又はその特別関係者との間で当社の経営方針に関する何らかの合意がなされるものではありません。また、公開買付者は、当社への役員の派遣についても予定していないとのことです。 従って、当社の取締役会を含む事業運営体制は、本公開買付け後も大きな変更はなく、当社は、継続して事業を運営する予定です。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項) 本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を1,089,780株(買付等を行った後における所有割合42.31%)として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後も東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の上場は、維持される予定です。

(5) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成25年5月17日付で、本応募予定株式について、佐藤氏及び江口氏他との間で本公開買付応募契約を締結しており、佐藤氏及び江口氏他が所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意しているとのことです。

佐藤氏及び江口氏他は、本公開買付応募契約において、公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者が、本公開買付けへの佐藤氏及び江口氏他による応募以前において履行するべき本公開買付応募契約上の全ての義務を履行していることを前提条件として本公開買付けに応募し、かつ、撤回しない旨の合意をしているとのことです。もっとも、本公開買付応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、佐藤氏及び江口氏他が自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

なお、本公開買付応募契約において、公開買付者は、公開買付者の本公開買付応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在並びに本公開買付応募契約の締結及び履行のために必要な手続きの履践、本公開買付応募契約上の公開買付者の義務の有効性及び強制執行可能性、本公開買付応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

また、本公開買付応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務、契約上の地位の譲渡禁止のほか、公開買付けを開始する義務を負っているとのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権の数(個)
松浦 正英	代表取締役	社長	9,450	94
洲崎 智広	取締役	-	2,530	25
神代 亜紀	取締役	-	7,910	79
緒方 芳伸	常勤監査役	-	2,530	25
鈴木 広美	監査役	-	620	6
大木 一顯	監査役	-	620	6
計			23,660	235

- (注)1.役名、職名、所有株式数及び議決権数は本書提出日現在のものです。
 - 2. 取締役洲崎智広は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。
 - 3.監査役3名は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
- 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】 該当事項はありません。
- 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】 該当事項はありません。
- 7【公開買付者に対する質問】 該当事項はありません。
- 8【公開買付期間の延長請求】 該当事項はありません。

以上